

こんにちは、博洋エージェンシーサービスです

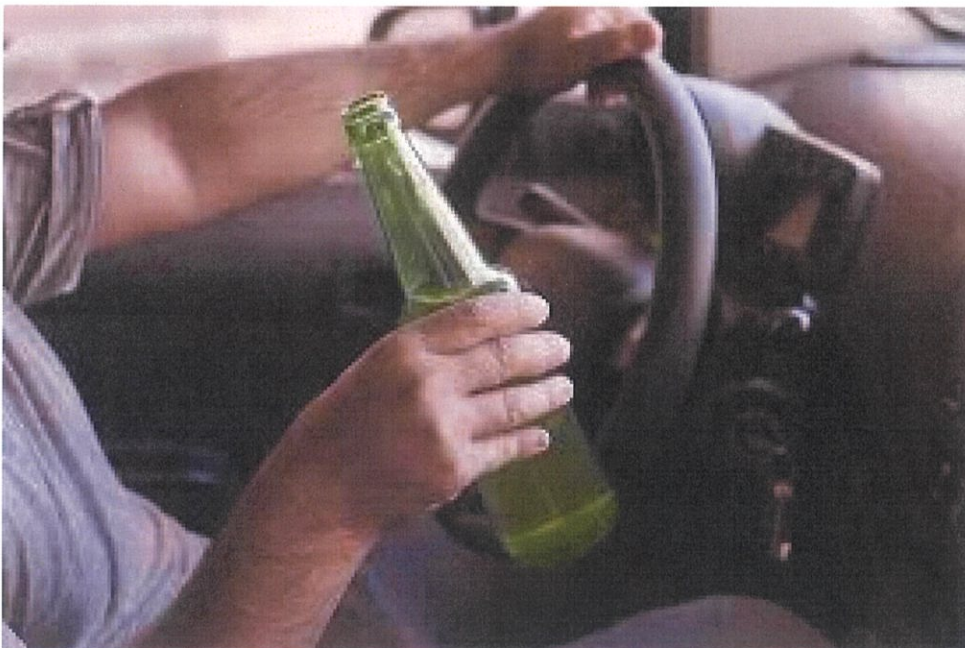
◆◇飲酒運転撲滅◆◇

飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶ちません。

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。

一人一人が「飲酒運転を絶対にしない、させない」という

強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。



◆◇今月の安全運転ニュース◆◇

- ・運転中に起こる錯覚への注意
- ・新設された交通ルールの内容
- ・自転車に対する青切符の導入
- ・令和7年の交通事故の主な特徴

令和6年に発生したヒューマンエラーによる事故のうち、「運転感覚の誤り」に該当する件数を次の中から選んでください。

- ①約1,000件 ②約1,500件
③約2,000件

運転中に起こる錯覚への注意

人の感覚は環境や心理に左右され、見え方・感じ方を誤る（錯覚する）ことがあります。これは誰にでも起こるもので、目や脳のはたらきによる認識のズレが、運転中の事故・違反の要因になることがあります。運転中に起こる錯覚を知り、それによる事故・違反を防ぐためにはどうすれば良いのかを考えてみましょう。

運転中に起こりやすい代表的な錯覚

図1と図2に示した上下の線は、どちらが長く見えますか。実際は同じ長さですが上の線が長く見えた人もいます。運転中も同じように、錯覚で危険に気づきにくくなることがあります。代表的な錯覚を知り、どのような事故・違反につながるかを確認しましょう。

図1

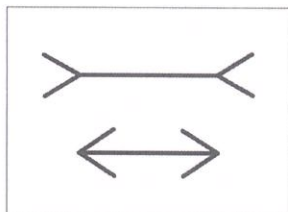
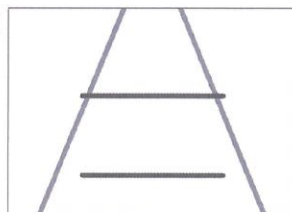


図2



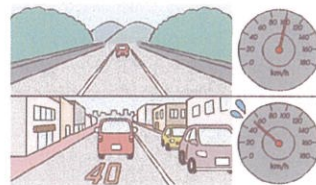
速度の錯覚

●速度の錯覚の例①

高速走行を続けると、速さに慣れて体感速度が鈍くなります。これを「速度順応」といいます。高速道路から一般道路に入った直後、スピードメーターを確認したら思っていたよりスピードが出ており、慌てて減速した経験があるかもしれません。速度順応が起こると、感じる速さと実際の速さの差が大きくなります。

事故・違反のリスク:

高速走行を続けると感覚が鈍くなり、高速道路や降りた直後の運転で速度超過を起こしやすくなります。速度が高いまま走ると、ブレーキが間に合わず追突や衝突を起こしたり、視野が狭くなって見落としが起きたりします。



●速度の錯覚の例②

先行車と同じ速度で走り続けていると、自車と先行車が止まっているかのように感じる場合があります。トンネルや高速道路、夜間等の景色が単調な場所では、周りの景色の変化で速度を感じる仕組み(流体刺激)が弱くなるため、このような錯覚が起こりやすくなります。

事故・違反のリスク:

先行車につられて加速し、気づいたらかなりの速度になっていることがあります。さらに、車間が変わらないまま速度だけ上がるため、速度に見合った車間距離が取れなくなります。こうなると、先行車のブレーキへの反応が遅れ、追突のリスクが高まります。

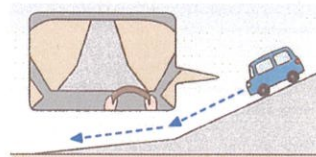


●速度の錯覚の例③

上り坂が下り坂に、下り坂が上り坂に見えるなど、坂の勾配を逆に感じる場合があります。たとえば、急な下りが続いたあとに傾斜が変わると、その先が上りに見えてしまい、下りだと気づかず加速してしまう場合があります。反対に、高速道路のサグ部(下り坂から上り坂に切り替わるV字の部分)では、上りに入ったことに気づかず減速し、渋滞が起きやすくなります。

事故・違反のリスク:

下り坂を上り坂と誤ってアクセルを踏むと、速度が出過ぎたりブレーキが遅れたりして、先行車に追突するおそれがあります。反対に上り坂では、無意識に減速しやすく、後続車との車間が詰まりがちです。

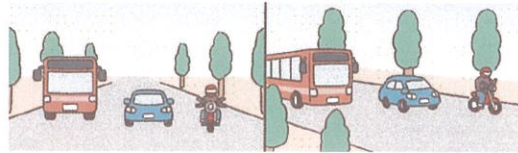


距離の錯覚

人は大きいものを近くに、小さいものを遠くに感じやすく、そのため道路上では車体の大きさに距離の見誤りが起きることがあります。とくに、バスやトラック等の大きい車に比べて、バイクのように小さい車体は実際より遠くにいと判断しがちです。夜間は先行車のテールランプの位置を目安に車間を測ることがありますが、ランプの位置が高い車は、低い車に比べて実際より遠くに感じられることがあります。

事故・違反のリスク:

交差点では、対向車を実際より遠く感じると、余裕があると判断して右折を開始してしまい、右直事故につながります。二輪車は思っているより近くにいることが多いので注意が必要です。直線道路でも、追い越しや回避で対向車線にはみ出す際に距離を誤ると、正面衝突や接触を起こすおそれがあります。また、車間が詰まりやすく、追突事故につながることもあります。

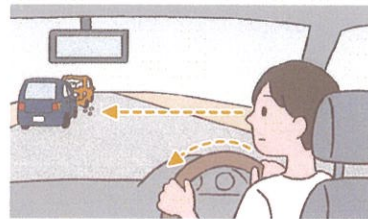


その他の人の性質

運転中、大きな物や目立つ物、強い光等に、無意識に視線が引き寄せられ、車もその方向へ寄ってしまうことがあります。危ないと分かっている、気づけば対象物まで接近している場合があります。障害物や事故車両がある場面、夜間のヘッドライトや明るい看板では特に起こりやすいため注意が必要です。

事故・違反のリスク:

視線につられ無意識にハンドルを向けてしまうため、車線を逸脱したり対象物に衝突したりするおそれがあります。



事故・違反を防ぐためには

錯覚は人間の特性であり、誰にでも起こり得ます。錯覚そのものを避けることはできなくても、注意や備えによって事故・違反を防ぐことは可能です。日頃から次のようなことを心がけましょう。

◎「かもしれない」と想定し、落ち着いて行動しましょう

普段から「かもしれない」と考え、自分の感覚や判断を疑うことが大切です。「思っているより速いかも」「近いかも」と考える癖をつけましょう。とくに右折・追い越し・合流では、急がず、状況が良くなるまで待ってから動き出すと安全です。

◎こまめにスピードメーターを確認し、十分な車間距離を確保しましょう

速度は感覚に頼らず、スピードメーターで確認しましょう。運転中は無意識に加速しているときがあるため、こまめにチェックして速度を管理することが大切です。速度に応じた十分な車間距離を取り、高速道路・トンネル・坂道・夜間ではいつもより長めに確保しましょう。

◎意識的に視線を分散させたり、視界に変化をつけたりしましょう

一点を見続けず、左右・ミラー・遠方へ視線を分散させたり、状況に応じて車線変更をしたりして、視線と視界に変化をつけましょう。

◎適度に休息を取りましょう

休憩したり運転を中断したりすると、感覚や脳のはたらきをリセットできます。疲れを減らすことは、事故防止に効果的です。少なくとも2時間に1回は、必ず休憩を取りましょう。

今月のクイズの答え ③約2,000件 運転感覚の誤りによる事故は、2,175件ありました。出典：交通事故総合分析センター「交通事故統計表データ(令和6年版)」より

ご用命・ご相談は・・・

〒174-0043 東京都板橋区坂下3-37-8
株式会社 博洋エージェンシーサービス
TEL03-3967-2792 FAX03-3967-2977



東京海上日動

URL www.tokiomarine-nichido.co.jp
担当営業課

インターリスクニョース

人〈車〉道路

4月の安全運転のポイント

2026年4月号

道路交通法の改正により、車が自転車等の右側を通過する際の交通ルールが新設され、令和8年4月1日より施行されます。そこで今回は、新設された自転車保護のための交通ルールの内容と自転車との事故を防止するための危険予測のポイントについてまとめました。



新設された交通ルールの内容

◆自転車等の側方通過時の安全確保措置

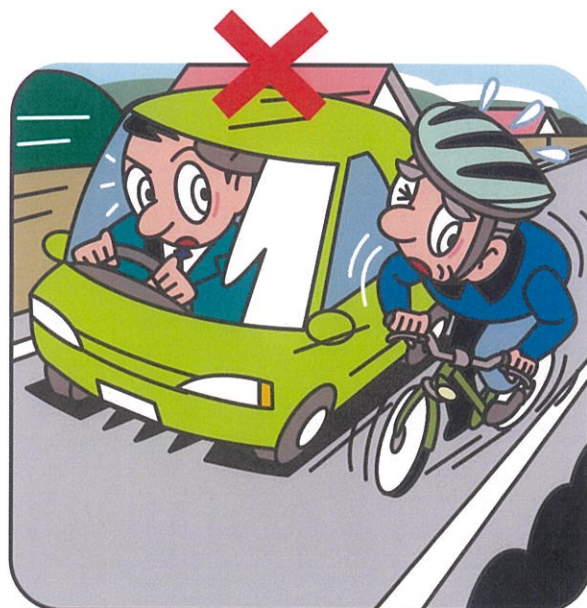
自転車等（特定小型原動機付自転車及び軽車両をいい、自転車は軽車両に含まれます）との接触事故を防止するため、車は同一方向に進行している自転車等の右側を通過する際、自転車等との間に十分な間隔がないときは、その間隔に応じた安全な速度で進行しなければならないことが義務づけられました。これに違反すると、「歩行者等側方安全通過義務違反」となります。

なお、法令では、自転車等との間の十分な間隔、および間隔に応じた安全な速度について具体的な明示はなされていませんが、側方通過時の接触事故を防止するには、十分な間隔を「1.5メートル以上」、安全な速度を「徐行」（おおむね時速10キロ以下）と考えるのが望ましいでしょう。

◆妨害運転に関わる特定違反の対象

自転車等の側方通過時に上記の違反をし、その行為が交通の危険を生じさせるおそれがある場合は、「妨害運転」が適用される特定の違反行為となり（下表参照）、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金、違反点数は25点（欠格期間2年の免許取消し）という非常に重い処分を受けることになります。

自転車等はわずかな接触でも転倒して、重大な人身事故につながるおそれがあるため、その側方を通過するときは十分な慎重さが求められます。



妨害運転が適用される特定の違反行為（11類型）

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 通行区分違反 | 7 減光等義務違反 |
| 2 歩行者等側方安全通過義務違反 | 8 警音器使用制限違反 |
| 3 急ブレーキ禁止違反 | 9 安全運転義務違反 |
| 4 車間距離保持違反 | 10 最低速度違反（高速自動車国道） |
| 5 進路変更禁止違反 | 11 駐停車違反（高速自動車国道等） |
| 6 追越し違反 | |

※赤字が、令和8年4月1日に追加される特定違反です。

（2026年3月20日時点で公布されている法令に基づき制作しています。）

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

〒174-0043 東京都板橋区坂下3-37-8
株式会社 博洋エージェンシーサービス
TEL03-3967-2792 FAX03-3967-2977

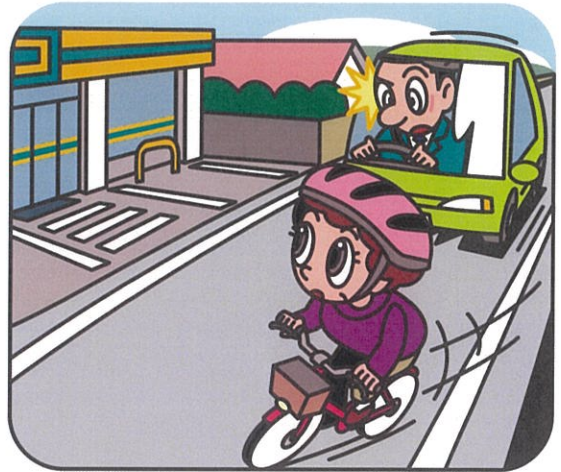


自転車に対する危険予測のポイント

◆単路では進路変更を予測する

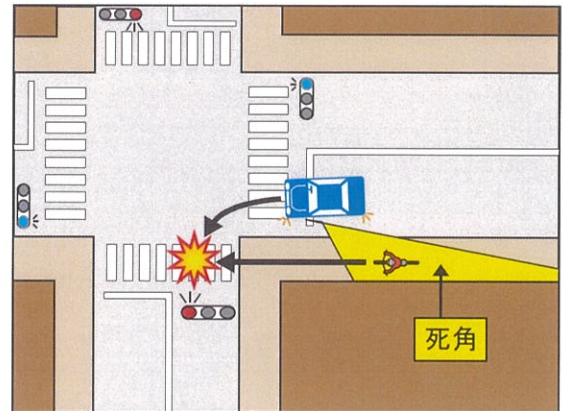
車道の左端を走行する自転車は、前方に駐車車両などの障害物があるときや、道路の反対側にあるコンビニや病院、脇道へ入る場合などに、進路を変更することがあります。

自転車に乗っている人が進路を変更する際には、多くの場合、後方を振り向いて安全確認を行います。高齢者は加齢などにより後方を振り向く動作が難しく、そのまま進路変更することがあります。そのような可能性もしっかり念頭に置いて運転しましょう。



◆交差点左折時は同じ方向からの横断を予測する

交差点で左折するとき、同じ方向から進行してくる自転車は死角に入りやすく、見落とすことで衝突するおそれがあります（右図参照）。交差点に接近するときは、車道の左端や歩道を走行する自転車がないかをあらかじめ確認し、その横断を予測しておきましょう。なお、交差点の右左折する際は徐行が義務づけられているため、必ず速度を落として横断する自転車の有無を確認する必要があります。



◆生活道路での飛び出しを予測する

生活道路には見通しの悪い場所が多く、そこから自転車が飛び出してることがあります。路面の丁字路や十字路の標示にもよく目を配り、小さな交差点を見逃さないようにするとともに、自転車の飛び出しを予測して速度を十分に抑えて走行しましょう。

また、一時停止の標識や標示のある場所では一時停止して左右の安全確認をする必要がありますが、そうでない場所でも左右の見通しがきかない場合には徐行が義務づけられているため、必ず徐行しましょう。



◆歩道を横切るときは自転車の進行を予測する

自転車は、13歳未満や70歳以上または一定の身体障害を有する人を除き、車道通行が原則ですが、実際には歩道を通行する自転車も少なくありません。したがって、コンビニやガソリンスタンドなどの道路外施設に出入りするために歩道を横切るときは、その手前で一時停止し（この一時停止は法令で義務づけられています）、自転車の有無を確認する必要があります。相手が自転車の場合は、たとえ衝突しなくても、急停止による転倒でけがをさせてしまうおそれがあるため、十分に注意しましょう。

(2026年3月20日時点で公布されている法令に基づき制作しています。)

「お問い合わせ先」

〒174-0043 東京都板橋区坂下3-37-8
株式会社 博洋エージェンシーサービス
TEL03-3967-2792 FAX03-3967-2977

今月のクイズ

令和6年に発生した自転車対歩行者の事故件数に近いものを、次の中から選んでください。

- ①約1,000件
- ②約2,000件
- ③約3,000件



自転車に対する青切符の導入

自転車に対する青切符（交通反則通告制度）が2026年4月にスタートしました。自転車は“身近な乗り物”ですが、歩行者との事故では加害者に、自動車との事故では被害者となりやすく、ルール遵守の重要性が高まっています。制度のポイントとともに、自転車を安全に利用するためのルールを改めて確認しましょう。

自転車の事故・違反状況

近年、自転車事故は「割合として増えている」ことが問題となっています（表1）。件数そのものは微減傾向ですが、全交通事故に占める割合は増加しています。主な傾向は次のとおりです。

【事故の傾向】

- ・歩行者が死亡・重傷となった事故の42.4%が歩道で発生
- ・自転車と自動車の事故では、出会い頭が54.7%と最多
- ・死亡・重傷事故の約75%で自転車側に法令違反あり（図1）
- ・法令違反では「一時不停止」と「信号無視」が特に多い（図2）

自転車は道路交通法上「軽車両」に分類されます。免許は不要でも、道路を走る「車」の運転者としての自覚が求められます。

表1 自転車関連事故件数及び全交通事故に占める構成比の推移

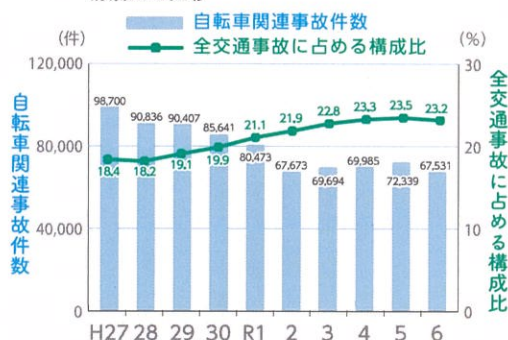
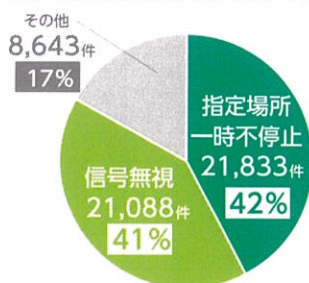


図1 自転車乗用中の死亡・重傷事故における自転車側の法令違反件数（令和6年）



図2 自転車の法令違反別検挙件数（令和6年）



本文及び図表の出典：警察庁 自転車ポータルサイト「事故・違反の発生状況」より弊社作成

青切符（交通反則通告制度）とは

悪質・危険な違反と判断された場合、16歳以上の自転車運転者にも「青切符」と「納付書」が交付されます。反則金は告知の翌日から7日以内に納付すれば、刑事裁判や家庭裁判所での手続は不要です。これまでの対象は自動車や原付でしたが、今回の改正で自転車も加わりました（16歳未満は指導警告）。ただし、酒酔い・酒気帯び運転、妨害運転、事故を発生させた場合等の重大な違反は、青切符ではなく従来どおり「赤切符」となり、刑事手続の対象です。自転車の違反自体は、運転免許の点数に直接影響しません。しかし、ひき逃げや酒気帯び運転といった特に悪質なケースでは、運転免許が最大6ヶ月停止されることがあります。



青切符の対象となる反則行為

青切符の対象となる反則行為は 113種類と多く、いずれも事故につながるおそれのある悪質・危険な行為です。違反内容によって 3,000円～12,000円の反則金が科され、納付せずに放置すると刑事事件として扱われ、裁判手続に進むことがあります。取り締まりを受けた際は、必ず期限内に反則金を納付しましょう。なお、表に掲載したものの以外にも、遮断踏切への立入りやブレーキ不良、傘さし運転、イヤホン使用等も取り締まりの対象です。

反則行為と反則金の一例

ながらスマホ(保持)	信号無視	逆走や歩道通行
反則金 12,000円	反則金 6,000円	反則金 6,000円
一時不停止	無灯火	二人乗りや並進
反則金 5,000円	反則金 5,000円	反則金 3,000円

自転車の歩道通行/車道通行について

原則として自転車は車道を通行しますが、駐停車車両が多い場所や道幅の狭い道路では、歩道を利用したくなる場面もあります。今回の改正でも、歩道を走っただけで直ちに青切符の対象となるわけではありません。歩行者に危険を与える走行や、警察官の注意を無視した場合等、悪質・危険なケースのみが取り締まりの対象で、通常は「指導警告」にとどまります※1。また、警察官を見て慌てて車道に飛び出したり、急いで速度を上げたりすると、かえって危険です。安心して歩道を利用するためにも、通行できる条件・ルール・注意点を理解しておくことが大切です。さらに、車道を走る際の安全を確保するため、自動車との接触を避ける新しいルールも設けられています。

※1 出典：警察庁交通局「自転車ルールブック」より

《歩道を通行するとき》

1. 歩道を通行できる条件

次のようなときは、歩道を通行することができます。

- 標識や標示で歩道を通行することができることとされているとき
- 13歳未満もしくは70歳以上のかた、または一定の身体障がいや有するかたが運転するとき
- 車道または交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

「普通自転車歩道通行可」を示す
道路標識・道路標示



2. 歩道を通行するときのルール

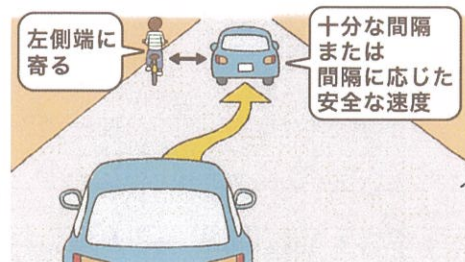
- 歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければなりません。
- 歩道に「普通自転車通行指定部分」が設けられている場合は、その指定部分を徐行しなければなりません。ただし、歩行者がいない場合は状況に応じた安全な速度と方法で通行することができます。

《車道を通行するとき》

自動車等が自転車等の右側を通過する際の接触事故が多いことから、自動車等と自転車等に対する新たなルールが設けられました。

自動車等：自転車等の右側を通過する際、自転車等との間に十分な間隔がないときは、その間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。(違反した場合、3ヶ月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金)

自転車等：自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。(違反した場合、5万円以下の罰金)



今月のクイズの答え ③約3,000件 3,043件で、10年前と比べて増加傾向にあります。出典：交通事故総合分析センター「交通事故統計表データ(令和6年版)」より

ご用命・ご相談は...

〒174-0043 東京都板橋区坂下3-37-8
 髙博洋エージェンシーサービス
 TEL03-3967-2792 FAX03-3967-2977



東京海上日動

URL www.tokiomarine-nichido.co.jp
 担当営業課

インターリスクニュース

〈人〉 車 道路

5月の安全運転のポイント

2026年5月号

今回は、令和7年の交通死亡事故の主な特徴をまとめてみました。警察庁の発表によると、令和7年の交通事故による死者数は2,547人で、前年よりも減少しました。（資料は、警察庁「令和7年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」による）

【令和7年の交通事故発生状況】

- 発生件数 287,023件（前年比 -3,872件 -1.3%）
- 死者数 2,547人（前年比 -116人 -4.4%）
- 負傷者数 338,508人（前年比 -5,887人 -1.7%）

*発生件数とは、人身事故件数をいい、物損事故は含まれません。
*死者数とは、交通事故発生から24時間以内に死亡した人数をいいます。

65歳以上の高齢者が交通事故全死者数の半数を超える

死者数を年齢層別にみると、65歳以上の高齢者が1,423人で（図2）、全死者数に占める割合は55.9%で半数を超えています。

65歳以上高齢者の死者数を状態別にみると、「歩行中」が622人（43.7%）、「自動車乗車中」が485人（34.1%）、「自転車乗用中」が200人（14.1%）、「二輪車乗車中」（自動二輪、一般原付、特定原付）が112人（7.9%）となっています（図3）。

歩行中や自転車乗用中の高齢者を見かけたときは、スピードを落とすとともに、高齢者の動向に十分注意しましょう。

人对車両の「横断中」が最も多い

死亡事故を事故類型別にみると、「人对車両」が770件（34.1%）、「車両相互」が845件（37.4%）、「車両単独」が636件（28.2%）となっています（図4）。

事故類型の内容をみると、人对車両の「横断中」490件（21.7%）が最も多く、次いで車両単独の「工作物衝突」430件（19.1%）、「出会い頭衝突」の237件（10.5%）となっています。

横断歩道に近づいたときは、まず横断歩行者の有無を確認しましょう。歩行者が横断中、または横断しようとしているときは必ず横断歩道の手前で一時停止します。歩行者がいるかないか明らかでないときは、横断歩道の手前で停止できる速度に落として進行しましょう。

図1 交通事故発生状況の推移（平成28年～令和7年）

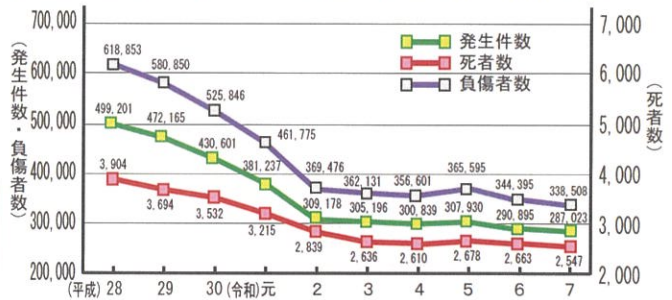


図2 年齢層別死者数（令和7年）

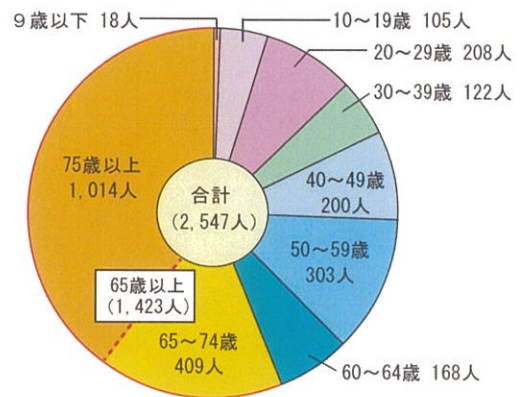


図3 65歳以上の状態別死者数（令和7年）

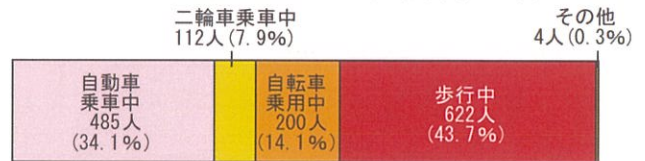
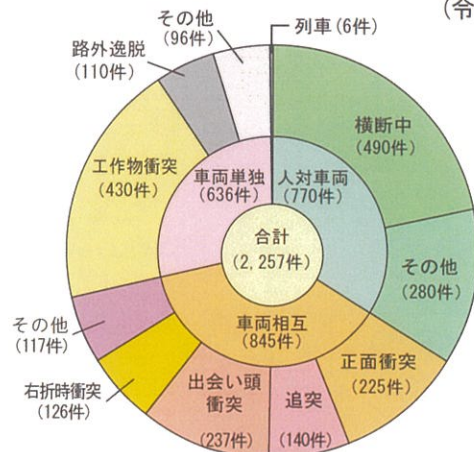


図4 一般原付以上運転者の事故類型別死亡事故件数（令和7年）



（2026年4月20日時点で施行されている法令に基づき制作しています。）

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

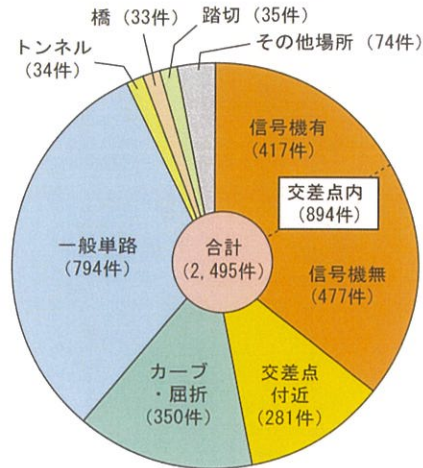
〒174-0043 東京都板橋区坂下3-37-8
株式会社 博洋エージェンシーサービス
TEL03-3967-2792 FAX03-3967-2977

道路形状別では、交差点内とその付近が死亡事故の半数近くを占める

死亡事故件数を道路形状別にみると、「交差点内」が894件（35.8%）、「交差点付近」が281件（11.3%）を占め、「交差点内」と「交差点付近」を合わせると47.1%と全体の半数近くを占めています。交差点内について信号機の有無別でみると、信号機無のほうが多くなっています(図5)。

交差点とその付近は、さまざまな方向から車や人が行き交い、確認・判断・操作が複雑になるため、事故が起こりやすい場所です。交通状況に十分注意し、安全な速度と方法で走行しましょう。

図5 道路形状別死亡事故件数(令和7年)



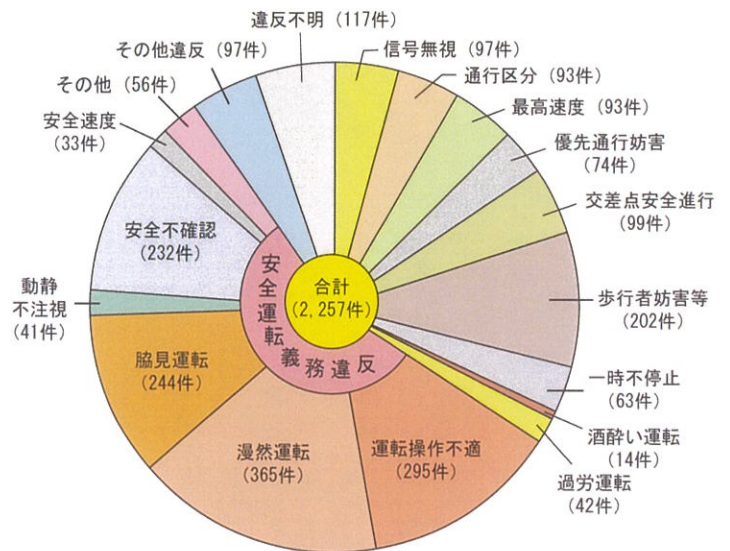
法令違反別では、「漫然運転」が最も多い

原付以上の運転者が第1当事者となった死亡事故を法令違反別にみると、「漫然運転」が365件（16.2%）で最も多く、次いで「運転操作不適」295件（13.1%）、「脇見運転」244件（10.8%）となっています(図6)。

「漫然運転」とは、脇見運転ではないものの、運転中に“運転以外のことを考えていた”、“ぼんやりしていた”、“ラジオ放送に聞き入っていた”などのために注意がそれ、相手当事者を見落とし、または発見が遅れて事故を発生させた場合などをいいます。

走行中は運転に集中することが大切です。体調不良時や疲労時は漫然運転に陥りやすいため、できるだけ運転を控えるようにしましょう。

図6 一般原付以上運転者(第1当事者)の法令違反別死亡事故件数(令和7年)



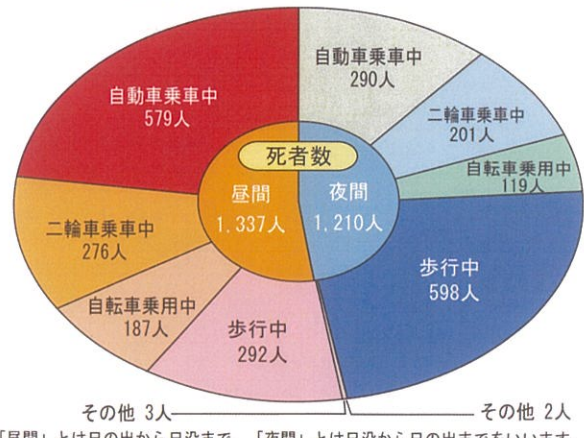
昼夜別では、夜間の歩行中の死者数がほぼ4分の1を占める

死者数を昼夜別にみると、「昼間」が1,337人（52.5%）、「夜間」は1,210人（47.5%）です。

昼夜別・状態別でみると、昼間は「自動車乗車中」が579人（22.7%）で最も多いのに対して、夜間は「歩行中」が598人（23.5%）で最も多く、全死者数の4分の1近くを占めています(図7)。

特に日没後は、周囲が見えにくくなって歩行者や自転車の発見が遅れやすく、事故の危険が高まります。早めにヘッドライトを点灯するとともに、昼間よりも速度を落として慎重に運転しましょう。

図7 昼夜別の状態別死者数(令和7年)



※「昼間」とは日の出から日没まで、「夜間」とは日没から日の出までをいいます。

(2026年4月20日時点で施行されている法令に基づき制作しています。)

「お問い合わせ先」

〒174-0043 東京都板橋区坂下3-37-8
博洋エージェンシーサービス
 TEL03-3967-2792 FAX03-3967-2977

交通安全NEWS

2026. 5

Monthly Report

特集 ▶ 令和7年の交通事故の発生状況

警察庁より「令和7年における交通事故の発生状況について」が公表されました。今号では、近年の交通事故の発生状況とその対策をまとめました。



交通事故死者数・重傷者数の推移

令和7年の交通事故死者数は2,547人で、昨年から116人減少し、過去最少を記録しました。

うち、65歳以上の高齢者の死者数は1,423人で昨年より90人減少したものの、全体の55.9%を占めています。(図1)

一方、重傷者数は27,563人で、昨年から278人増加しました。

命に別状はなくとも、身体に長期的な影響を及ぼす重大な事故は減っていないことが浮き彫りになっています。(図2)

政府が策定した「第11次交通安全基本計画」では、令和7年までに交通事故による死者数を2,000人以下、重傷者数を22,000人以下にするという目標を掲げていましたが、達成することはできませんでした。

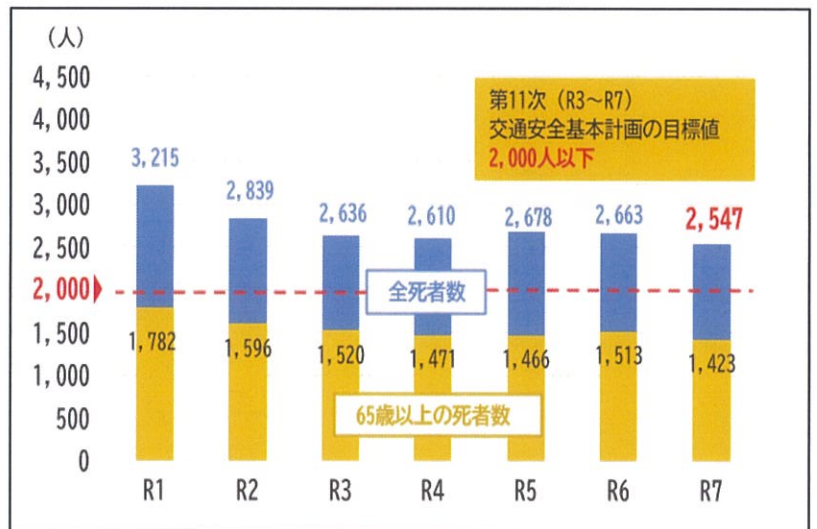


図1. 死者数の推移

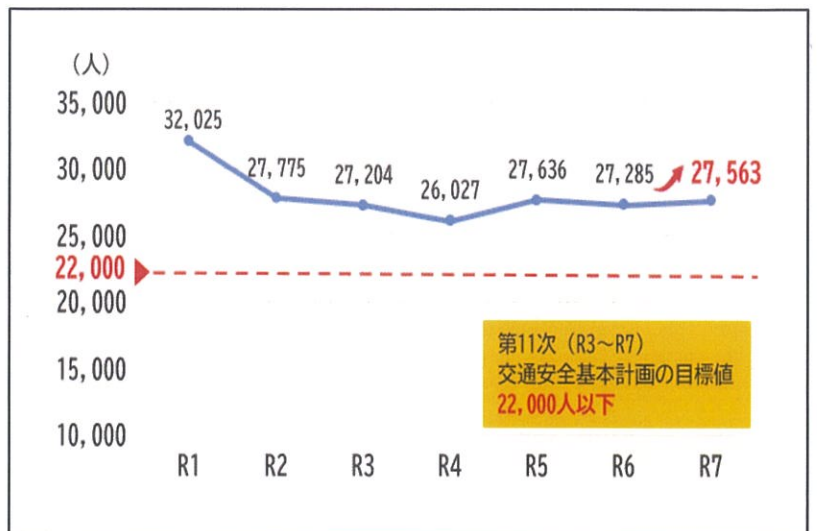


図2. 重傷者数の推移



主な交通事故におけるドライバーの対策

1. 歩行者との事故

【特徴】

- 歩行中の死者の約7割が高齢者(図3)
- 高齢者の事故は、横断歩道ではない場所を渡っている時が半分近くを占める
- 歩行中の事故の約6割は、横断違反などのルール違反が原因

【対策】

- 歩行者が多い住宅街などでは、時速30km以下でゆっくり走行
- 危険が予測される場面では、いつでもブレーキを踏めるように準備しておく(構えブレーキ)

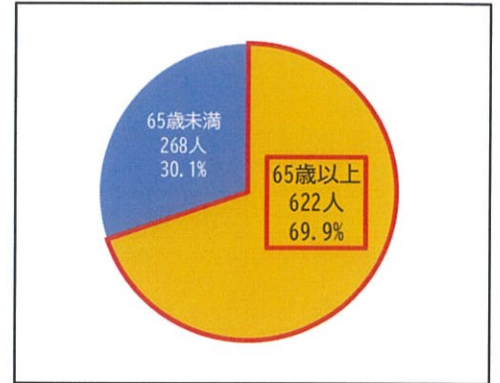


図3. 年齢別歩行中死者数

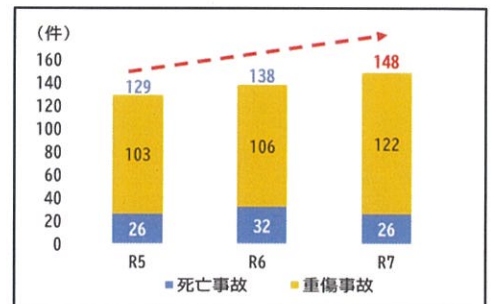


図4. 携帯電話等使用による死亡・重傷事故件数の推移

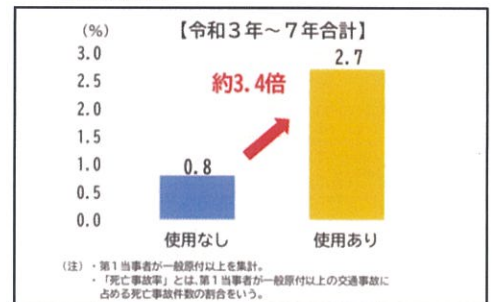


図5. 携帯電話等使用有無別死亡事故率の比較

2. 携帯電話を使いながらの運転の事故

【特徴】

- 罰則が厳しくなったにもかかわらず事故は近年増加傾向(図4)
- 携帯電話を使っていると死亡事故を起こす確率が約3.4倍も高くなる(図5)
※例えば、時速60kmで2秒よそ見をすると、車は約33mも進んでしまう

【対策】

- 運転中は携帯電話の電源を切るか、ドライブモードに設定
- 携帯電話を操作する必要がある場合は、安全な場所に車を停めてから利用

出典:図3～図5とも、警察庁「令和7年における交通事故の発生状況について」から当社作成



交通事故のない社会を目指して

統計数値だけを見ると、事故は減少傾向にあるように見えます。しかし、悲惨な事故は後を絶たず、尊い命や人々の生活が失われているという現実は依然として存在します。

政府は、「第12次交通安全基本計画」において、「令和12年までに交通事故による死者数を1,900人以下、重傷者数を20,000人以下にする」という目標を掲げています。

この目標を達成するためには、私たち一人ひとりが運転者としての高い安全意識を持ち、安全運転を心がけることが不可欠です。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 <公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp>

SOMPO リスクマネジメント株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1
 <公式ウェブサイト> <https://www.sompo-rc.co.jp>
 SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

〒174-0043 東京都板橋区坂下3-37-8
 株式会社 博洋エージェンシーサービス
 TEL03-3967-2792 FAX03-3967-2977